

オストメイトの 生活と福祉

- 第1部 第9回オストメイト生活実態基本調査報告書
第2部 オストメイトに対する日常生活用具給付事業
等に関する調査報告書

令和4年11月

公益社団法人 日本オストミー協会

目次

第2部 オストメイトに対する日常生活用具給付事業等に関する調査報告書

I. はじめに	43
II. 調査結果の概要	44
1. 日常生活用具（ストーマ装具）給付事業	45
(1) 自治体登録オストメイト数	45
(2) 年齢層別の自治体登録オストメイト数	46
(3) ストーマ装具給付申請者数	46
(4) 日常生活用具給付等事業の要綱における「在宅の障害者」の規定	47
(5) 高齢者入所施設等入居者への給付	47
(6) 住民税所得割による給付制限	48
(7) 一時ストーマ保有者への給付	48
(8) 腎瘻・膀胱瘻ストーマ保有者への給付	48
(9) 給付基準額の変更	49
(10) 給付基準額	49
(11) 給付対象者の自己負担	52
(12) 1回あたりの給付月数	53
(13) 洗腸用具代金の給付	54
(14) ストーマ用品（付属用品）代金の給付	54
2. オストメイトの災害対策	55
(1) ストーマ装具等器材の備蓄	55
(2) ストーマ装具等器材に関する調達体制の構築	56
(3) 個人使用装具の個別保管に対する公共施設の提供状況	56
(4) 災害時の装具交換スペース対策	56
(5) 災害用トイレの備蓄状況	57
(6) 災害対策に係る施策や改善計画に関する自由記載	58
3. オストメイト用トイレの整備	59
(1) 公共施設でのオストメイト用トイレ設置状況	59
(2) オストメイト用トイレの機能分散に関する実績	59
(3) オストメイト用トイレに係る施策や改善計画に関する自由記載	60

Ⅲ. 考察と提言	60
1. 日常生活用具（ストーマ装具）給付事業	60
(1) 給付対象者	61
(2) 給付基準額	61
(3) 自己負担額	62
(4) 1回あたりの給付月数	62
(5) 洗腸用具代金およびストーマ用品（付属用品）代金の給付	63
2. オストメイトの災害対策	63
3. オストメイト用トイレの整備	64
Ⅳ. おわりに	65

参考資料：

第3回オストメイトに対する日常生活用具給付事業等に関する調査（依頼）	66
第3回オストメイトに対する日常生活用具給付事業等に関する調査（質問票）	68

第2部 オストメイトに対する日常生活用具給付事業等 に関する調査報告書

I. はじめに

オストメイト（ストーマ保有者、いわゆる「人工肛門・人工膀胱」造設者、英語では people with an ostomy）は排泄という人間の尊厳に関わることをストーマ装具に委ねている。それゆえ、日常生活は言うに及ばず、災害時を含むいかなる時も、ストーマ装具なしに生活することができないと言える。このストーマ装具の入手の根幹をなしているのが、各市区町村が行っている「日常生活用具給付事業」の「ストーマ装具給付」である。この事業は基本的には上限として国が 50/100、都道府県と市区町村が各 25/100 で維持されている。この事業が将来的にも安定して維持され、さらに我々オストメイトの負担が軽減される形で発展することを望みたい。また外出時の排泄のトラブル対応として、公的施設に「オストメイト用トイレ」設置が進められているが、依然として市区町村が管理する災害発生時の避難所を含む、公共施設にオストメイト用トイレ等が設置されていないところが見受けられる。

こういった課題に関する日本オストミー協会（以下、JOA と略す）としての調査は、2010(平成 22)年度に厚生労働省の「障害者総合福祉推進事業」の補助金の交付を受けて開始され、今回は 2017(平成 29)年の第 2 回に引き続き、第 3 回目として実施したものである。過去 2 回は、すべて調査票を送付し回答は郵送による返却でお願いしていたが、今回は今後の実施方法の検討もかねて、オンライン調査での回答をお願いした。ただ残念ながらオンラインでの回答率が低く、その後、郵送での回答により再依頼を行いようやく追加での回答を得て、何とか 959 自治体の回答を回収した。オンラインでの調査は自治体側のシステム上のセキュリティ問題などあり、自治体からアクセスしてもらうのにハードルがあるようで、今回の経験は貴重なものであった。ただこちらの調査もコロナ対応による自治体の忙しさが影響しているのか、過去最低の回答率となった。

なお、本調査を実施するにあたっては、コロプラスト本社（デンマーク）の補助金(Access to Healthcare Partnership Program)の支援を受けた。

☆調査対象と調査方法

* 全国市区町村 1741（令和 3 年 4 月現在）に調査票（巻末に掲載）を送り、最初は WEB での回答をお願いしたが、回答率が低かったため、回答がなかった自治体へ再度依頼状と調査票を送り、今度は回答用紙の返送を求める方法で調査した。最終的に一部電話で追加お願いをした自治体もあり。

* 回答のあった市区町村数 959（回答率 55.1%）

紙での回答：544／ WEB での回答：415（WEB 回収は 436、重複回答の 21 自治体を除く）

* 調査委員会外部委員

この調査でも第 1 部の冒頭に記した以下の調査委員会外部委員の協力を得た。

進藤勝久 当協会顧問医会代表 PL 病院院長、近畿大学名誉教授

松原康美 北里大学看護学部准教授

- * オブザーバー 内藤寿真子 コロプラスト株式会社
神戸 翼 NPHL 理事 NPO 団体エムアクト代表
- * 集計・データ解析委託先 Next Public Health Lab(NPHL)
- * WEB 管理外注先 コム・クエスト株式会社

☆調査事項

1. 日常生活用具給付事業

給付基準額、1 回当たりの給付月数、洗腸用具の支給、ストーマ用品（付属用品）の支給、及び高齢者入所施設等の入居者への給付

2. 災害時のストーマ装具などの供給体制整備

福祉避難所を含むオストメイトの避難所及び避難所でのストーマ装具備蓄を含むオストメイトの「公助」対策

3. オストメイト用トイレの整備

公共施設でのトイレ設置状況、設置しているトイレの設備及び今後の計画

☆調査期間

令和 3 年 4 月～令和 3 年 12 月（暦月と無関係に令和 3 年度とする）

（最初のオンライン調査 令和 3 年 4 月～6 月、その後未回答自治体への再依頼 令和 3 年 7 月～9 月 電話での依頼 令和 3 年 11 月～12 月）

II. 調査結果の概要

調査結果はいずれも回答のあった市区町村 959 自治体（以下、文章中では市区町村を「自治体」と略す）を集計対象としている。

この 959 自治体について区分ごとにおいて回答状況をまとめた。結果、回答率だけみると全国で 55.1%であるが、自治体区分で見ると、村と町では低いものの、市では 73.2%（政令指定都市は 90%、中核市では 83.9%、それ以外の市は 71.8%）、東京都 23 区では 87.0%と、規模の大きな自治体からの回答率は高いことがわかった（表 1）。

表 1 回収結果（市区町村別：自治体別）

自治体区分	自治体数	回答のあった自治体数	アンケート回答率
市	792	580	73.2%
政令指定都市	20	18	90.0%
中核市	62	52	83.9%
その他の市	710	510	71.8%
東京都23区	23	20	87.0%
町	743	294	39.6%
村	183	65	35.5%
計（全国）	1741	959	55.1%

1. 日常生活用具（ストーマ装具）給付事業

(1) 自治体登録オストメイト数

各自治体から身体障害者手帳の発行人数として回答いただいた身体障害者数（人工肛門と人工膀胱を合計したオストメイト全数）より、今回の調査のオストメイト人口カバー率を推測した。その結果、今回の回答自治体は、約8割のオストメイト在住エリアがカバーできていると考えられた（表2）。推定方法については、注）を参照のこと。

表2 回答自治体のオストメイト人口カバー率（一部推定）

自治体区分	回答のあった自治体のオストメイト人口（一部推定）	該当自治体の全オストメイト人口（推定）	回答自治体のカバー率
市	153,908	187,882	81.9%
政令指定都市	42,447	44,468	95.5%
中核市	32,048	38,810	82.6%
その他の市	79,413	104,604	75.9%
東京都23区	12,045	13,883	86.8%
町	9,056	20,358	44.5%
村	530	1,352	39.2%
計（全国）	175,539	223,475	78.5%
令和2年年度末身体障害者手帳交付台帳登録数		222,671	78.8%

注1）回答のあった自治体のオストメイト人口（一部推定）：記入された実数と、「令和2年度末身体障害者手帳交付台帳登録数（厚生労働省）」、さらに身体障害者数が無記入の場合は、「令和2年度末身体障害者手帳交付台帳登録数」を各自治体の人口比（令和3年）に準じて分配したオストメイト人口推定値を合計した。

注2）該当自治体の全オストメイト人口（推定）：回答自治体のオストメイト人口（注1）と、無回答自治体は、注1）で記述した人口比による分配から算出したオストメイト人口推定値を適用して合計した。

次に「ストーマ種別のオストメイト（身体障害者手帳発行）数」の平均値を自治体区分ごとにまとめ、その比率も算出した。オストメイト数は、中核市と東京都23区はほぼ同じ規模で、ストーマ種別の比率は、自治体区別ではほとんど差がなく、政令指定都市のみ、若干、人工肛門の比率が高かった（表3）。

表3 オストメイト人数（身体障害者手帳発行の人数）とストーマ種別の比率

自治体区分	自治体登録の平均人数				ストーマ種別の比率		
	全体	人工肛門	人工膀胱	Wストーマ	人工肛門	人工膀胱	Wストーマ
市							
政令指定都市	2437.6	2162.3	471.0	113.0	79%	17%	4%
中核市	650.4	498.3	135.8	28.0	75%	21%	4%
その他の市	152	111.1	31.4	6.8	74%	21%	5%
東京都23区	626.1	487.6	130.9	31.5	75%	20%	5%
町	29.6	22.2	6.1	1.2	75%	21%	4%
村	9.3	7.0	2.1	0.4	74%	22%	4%

(2) 年齢層別の自治体登録オストメイト数

回答のあった年齢層別のオストメイト数の平均を、各自治体区別でまとめた。どの自治体も「18歳未満」は1%以下で非常に少なく、「65歳以上」が一番多くて約8割を占めていた。ただし政令指定都市と東京都23区については、「65歳以上」が76%と77%で若干8割を割り、その分「18歳以上65歳未満」が増え、若いオストメイトは都市部に多いという一般的な人口比のとおりであった(表4)。

表4 年齢層別のオストメイト数とその比率

自治体区分	自治体登録の平均人数				年齢層別の比率		
	全年齢	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
市							
政令指定都市	2349.8	19.6	604.4	1941.5	1%	24%	76%
中核市	649.1	5.2	127.9	529.7	1%	19%	80%
その他の市	144.9	1.2	28.2	118.1	1%	19%	80%
東京都23区	638.4	9.4	136.8	492.2	1%	21%	77%
町	27.5	0.2	4.8	22.7	1%	17%	82%
村	9.4	0.0	2.0	7.7	0%	21%	79%

(3) ストーマ装具給付申請者数

最初の設問で、オストメイト数(身体障害者手帳発行数)について回答をもらったが、そのうち、ストーマ装具の給付申請者がどのくらいいるかについて質問した。結果を自治体区別に申請者の平均人数でまとめ、ストーマ種別の比率も算出した。ストーマ種別の比率はすべての自治体区分で、人工肛門が74%~77%で一番多く、次が20%~22%で人工膀胱、オストメイト数の比率とほぼ同じであった(表5)。

表5 ストーマ装具給付申請者数とそのストーマ種別の比率

自治体区分	給付券の平均申請者数				給付申請のストーマ種別の比率		
	全体	人工肛門	人工膀胱	Wストーマ	人工肛門	人工膀胱	Wストーマ
市							
政令指定都市	2318.6	1797.7	477.6	52	77%	21%	2%
中核市	667.8	512.2	138.4	19.2	76%	21%	3%
その他の市	150.8	114.1	31.9	4.9	76%	21%	3%
東京都23区	533.9	410.9	106.5	16.5	77%	20%	3%
町	29.5	22.7	6.3	0.8	76%	21%	3%
村	8.8	6.7	2.0	0.3	74%	22%	3%

さらにオストメイト自治体区別に、各自治体のオストメイトのうち、どのくらいが給付申請をしているのかという申請割合を、「給付券の平均申請者数(表5)/自治体登録オストメイト登録平均人数(表3)」の計算式から推定した(表6)。全体数でみると、東京都23区以外の自治体区分では、それぞれのオストメイトの95%以上で給付申請されていると推測された。東京都23

区の給付申請割合は全体で 85%、計算上残り 15%のオストメイトは、給付申請はしていないという結果であった。収入による制限等で、給付対象外となっている方の比率が多いことなどが要因の 1つと考えられる。

表 6 給付申請の割合（給付券の平均申請者数/オストメイト登録平均人数）

自治体区分	人工肛門	人工膀胱	Wストーマ	全体
市				
政令指定都市	83%	101%	46%	95%
中核市	103%	102%	69%	103%
その他の市	103%	102%	72%	99%
東京都23区	84%	81%	52%	85%
町	102%	103%	67%	100%
村	96%	95%	75%	95%

注) 割合計算の分母となる「オストメイト登録平均人数(表3参照)および分子となる「給付券の平均申請者数(表5)」はともに、自治体より記入された実数の平均である。そのため以下のようなケースの場合は、平均値を算出する計算上の母集団サンプル数が分母と分子で異なることから割合が 100%を超えたり、ストーマ種別の結果が実際より低い可能性がある。

- ①給付券の申請者数は記入があるが、オストメイト登録数には記入がない。
- ②オストメイト登録数は全体数のみ記載され、人工肛門、人工膀胱、Wストーマの内訳の記載がない。

(4) 日常生活用具給付等事業の要綱における「在宅の障害者」の規定

各市区町村におけるストーマ装具等の給付対象者について、日常生活用具給付等事業の要綱にて『在宅の障害者』を「規定している」は 33.3%であった。依然として、『在宅の障害者』と規定している市区町村が多いことが明らかとなった(表7)。

表 7 給付対象者の範囲：①在宅の障害者（カッコは比率%）

	規定している	規定していない	無回答	合計
市区町村数	319 (33.3)	636 (66.3)	4 (0.4)	959 (100.0)

(5) 高齢者介護施設等入居者への給付

各市区町村におけるストーマ装具等の給付対象者について、高齢者介護施設等の入居者へ「給付していない」は 11.1%であった。前回 6.8%、前々回 10.4%であり、依然として給付対象となっていない自治体が存在している。また、今回調査より「申請自体なし」という項目を設置した結果、15.3%の市区町村で申請がないことが明らかとなった(表8)。

表 8 給付対象者の範囲：②高齢者介護施設等への入居者の規定（カッコは比率％）

		給付している	給付していない	申請なし	無回答	合計
今回 令和3年	市区町村数	695 (72.5)	106 (11.1)	147 (15.3)	11 (1.1)	959 (100.0)
前回 平成29年	市区町村数	1,172 (93.1)	85 (6.8)	- -	2 (0.2)	1,259 (100.0)
前々回 平成22年	市区町村数	1,237 (87.2)	148 (10.4)	- -	33 (2.3)	1,418 (100.0)

(6) 住民税所得割による給付制限

各市区町村におけるストーマ装具等の給付対象者について、住民税の所得割による給付の「制限あり」は 54.7%であった。また、制限ありと答えた市区町村のうち、具体的な金額としては、46 万円以上もしくは 50 万円以上との回答が多かった（表 9）。

表 9 住民税所得割による給付制限（カッコは比率％）

	制限あり	制限なし	無回答	合計
市区町村数	525 (54.7)	423 (44.1)	11 (1.1)	959 (100.0)

(7) 一時ストーマ保有者への給付

各市区町村におけるストーマ装具等の給付対象者について、一時ストーマ保有者への給付が「ある」と答えたのは 29.2%であり、「条件付き」を加えると 32.5%であった。一方で給付は「ない」と答えた市区町村は 64.4%であった（表 10）。

表 10 一時ストーマ保有者への給付（カッコは比率％）

	ある	ある (条件付き)	ない	その他 (個別対応)	無回答	合計
市区町村数	280 (29.2)	32 (3.3)	618 (64.4)	5 (0.5)	24 (2.5)	959 (100.0)

(8) 腎瘻・膀胱瘻ストーマ保有者への給付

腎瘻および膀胱瘻は、尿路変更術の一つで、膀胱機能障害として身体障害認定の対象になっており、尿路ストーマの一つと考えられる。ただ現在、腎瘻、膀胱瘻をストーマ保有者と判定されず、必要なカテーテルや蓄尿袋を装具として給付対象としていない自治体があると聞くため、今回はその実態を確認する目的で本項目について追加し調査した。

腎瘻・膀胱瘻に対して給付対象としているかという問いに対して、「はい」と答えたのは 48.0%であり、「条件付き」を加えると 50.6%だった。一方で「いいえ」と答えた市区町村は 45.0%であった（表 11）。

表 11 腎瘻・膀胱瘻ストーマ保有者への給付（カッコは比率％）

	はい	はい (条件付き)	いいえ	その他 (個別対応)	無回答	合計
市区町村数	460 (48.0)	25 (2.6)	432 (45.0)	5 (0.5)	37 (3.9)	959 (100.0)

(9) 給付基準額の変更

各市区町村における給付基準額の変更について、過去 10 年以内に変更が「あり」と答えたのは 7.3％であった。また、今後の変更について「予定」および「検討中」は 6.7％であった。一方で、「予定していない」が 84.3％と非常に多かった（表 12）。

表 12 給付基準額の変更の有無（カッコは比率％）

	あり	2022年春を予定	検討中	予定していない	無回答	合計
市区町村数	70 (7.3)	1 (0.1)	63 (6.6)	808 (84.3)	17 (1.8)	959 (100.0)

また過去 10 年以内に変更が「あり」と回答のあった 70 自治体の変更時期を確認した。基準額をあげたとする 71 自治体のうち、約半数（34 自治体）が 2019 年（令和元年）以降に変更（値上げ）したと回答している。2019 年は消費税が 10％に増税された年でもあり、過去、消費税値上げでは対応していなかった自治体が、10％へ上がったのを機に給付基準額も見直しが行われ、連動して変更が行われる要素になったと考えられる（表 13）。

表 13 給付基準額の変更時期（カッコは比率％）

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	無回答	合計
市区町村数	2 (2.9)	2 (2.9)	5 (7.1)	7 (10.0)	4 (5.7)	4 (5.7)	4 (5.7)	3 (4.3)	14 (20.0)	14 (20.0)	5 (7.1)	6 (8.6)	70 (100.0)

(10) 給付基準額

各市区町村におけるストーマ装具の給付基準額について、消化器系ストーマ装具は、「8,858 円」が 51.4％と最も多く、次いで「8,600 円」が 25.5％、「8,859 円以上」が 16.9％であった。前々回、前回と、少しずつではあるが、「8,859 円以上」の自治体が増え、基準額は増額傾向にある。前回の調査と比較すると、「8,859 円以上」が 3％増加し、「8,600 円未満」は 0.1％減少していた（表 14）。

自治体区別にみると、政令指定都市以外の自治体区分では、全体の傾向と同じで、「8,858 円」が一番多く、2 番目が「8,600 円」である。政令指定都市だけは、「8,859 円以上」の金額帯が一番多い（50％）点が他の自治体と異なった。逆に東京都 23 区では、「8,859 円以上」の割合が 5％と一番少なかった（表 15）。

表 14 消化器系ストーマの給付基準額（カッコは比率％）

	給付基準額（円）	8,600未満	8,600	8,601～8,857	8,858	8,859以上	無回答	合計
今回 令和3年	市区町村数	6 (0.6)	245 (25.5)	28 (2.9)	493 (51.4)	162 (16.9)	25 (2.6)	959 (100.0)
前回 平成29年	市区町村数	9 (0.7)	330 (26.2)	37 (2.9)	685 (54.4)	175 (13.9)	23 (1.8)	1,259 (100.0)
前々回 平成22年	市区町村数	13 (0.9)	398 (28.1)	36 (2.5)	777 (54.8)	152 (10.7)	42 (3.0)	1,418 (100.0)

表 15 消化器系ストーマの給付基準額：自治体別（カッコは比率％）

市区町村数	給付基準額（円）						合計
	8,600未満	8,600	8,601～8,857	8,858	8,859以上	無回答	
市							
政令指定都市	0 (0.0)	3 (16.7)	2 (11.1)	4 (22.2)	9 (50.0)	0 (0.0)	18 (100.0)
中核市	0 (0.0)	12 (23.1)	1 (1.9)	32 (61.5)	7 (13.5)	0 (0.0)	52 (100.0)
その他の市	1 (0.2)	133 (26.1)	19 (3.7)	267 (52.4)	88 (17.3)	2 (0.4)	510 (100.0)
東京都23区	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	18 (90.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	20 (100.0)
町	5 (1.7)	79 (26.9)	5 (1.7)	147 (50.0)	45 (15.3)	13 (4.4)	294 (100.0)
村	0 (0.0)	17 (26.2)	1 (1.5)	25 (38.5)	12 (18.5)	10 (15.4)	65 (100.0)

前々回の調査では、「8,859円以上」も細分化して調査しており、今回の調査でも同様に内訳を示した（表 16）。結果として、「8,900円」を超える自治体が、前々回の調査では 4.6%であったが、今回の調査では 8.2%までアップした。

表 16 消化器系ストーマ給付基準額 8,859円以上の内訳（カッコは比率％）

	給付基準額（円）	8,859	8,860	8,866	8,900	8,901～10,000未満	10,000	10,001以上	小計
今回 (令和3年)	市区町村数	1 (0.1)	25 (2.6)	2 (0.2)	55 (5.7)	54 (5.6)	4 (0.4)	21 (2.2)	162 (16.9)
前々回 (平成22年)	市区町村数	—	30 (2.1)	—	57 (4.0)	43 (3.0)	—	22 (1.6)	152 (10.7)

尿路系ストーマ装具の給付基準額は、「11,639円」が 51.1%と最も多く、次いで「11,300円」が 25.9%、「11,640円以上」は 16.6%だった。前々回、前回調査と比較すると、「11,640円以上」の自治体が増加しており、一方で「11,300円未満」と「11,300円」の減少が見て取れる（表 17）。

表 17 尿路系ストーマの給付基準額（カッコは比率％）

	給付基準額（円）	11,300未満	11,300	11,301～11,638	11,639	11,640以上	無回答	合計
今回 （令和3年）	市区町村数	5 (0.5)	248 (25.9)	32 (3.3)	490 (51.1)	159 (16.6)	25 (2.6)	959 (100.0)
前回 （平成29年）	市区町村数	16 (1.3)	331 (26.3)	359 (28.5)	387 (30.7)	143 (11.4)	23 (1.8)	1,259 (100.0)
前々回 （平成22年）	市区町村数	15 (1.1)	405 (28.6)	39 (2.8)	767 (54.1)	112 (7.9)	80 (5.6)	1,418 (100.0)

表 18 尿路系ストーマの給付基準額：自治体別（カッコは比率％）

市区町村数	給付基準額（円）						
	11,300未満	11,300	11,301～11,638	11,639	11,640以上	無回答	合計
市							
政令指定都市	0 (0.0)	3 (16.7)	2 (11.1)	4 (22.2)	9 (50.0)	0 (0.0)	18 (100.0)
中核市	0 (0.0)	13 (25.0)	1 (1.9)	32 (61.5)	6 (11.5)	0 (0.0)	52 (100.0)
その他の市	1 (0.2)	132 (25.9)	21 (4.1)	266 (52.2)	88 (17.3)	2 (0.4)	510 (100.0)
東京都23区	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	18 (90.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	20 (100.0)
町	4 (1.4)	81 (27.6)	7 (2.4)	144 (49.0)	45 (15.3)	13 (4.4)	294 (100.0)
村	0 (0.0)	18 (27.7)	1 (1.5)	26 (40.0)	10 (15.4)	10 (15.4)	65 (100.0)

自治体区分別を表 18 に示した。政令指定都市以外、どの区分でも、「11,639 円」が 1 番多く、2 番目が「11,300 円」で全国の結果と一緒である。ただ 1 番目の比率に違いがある。東京都 23 区は 1 番目の「11,639 円」が 90%で圧倒的多数を占め、中核市は約 61%。その他の市は約 52%、町 49%、村 40%と 1 番目が占める比率は徐々に少なくなっている、一方、2 番目の「11,300 円」の比率は、中核市、その他の市、町、村、いずれも 25%～27.7%とそれほど差はない。政令指定都市だけは、「11,640 円以上」の金額帯が一番多い点が他の自治体と異なった。逆に東京都 23 区では、「11,640 円以上」の割合が 5%と一番少なかった。

尿路系についても、前々回で調査した「11,640 円以上」の自治体の内訳をまとめてみた。表 19 に示すとおり、割合的には、2 倍の自治体数になってきている。

表 19 尿路系ストーマ給付基準額 11,640 円以上の自治体の内訳（カッコは比率％）

	給付基準額（円）	11640～11669	11,700	11701～11,999	12,000	12,001～14,999	15,000以上	小計
今回 （令和3年）	市区町村数	28 (2.9)	48 (5.0)	23 (2.4)	29 (3.0)	26 (2.7)	5 (0.5)	159 (16.6)
前々回 （平成22年）	市区町村数	—	69 (4.9)	26 (1.8)	—	12 (0.8)	5 (0.4)	112 (7.9)

消化器系と尿路系の2つのストーマをもつWストーマ保有者への給付基準額は表20に示すとおりである。消化器系や尿路系それぞれに回答してもらった結果と比較して、「無回答」が多かった。加えて「その他」に分類される回答もあった。

表20 Wストーマ（消化器系ストーマ+尿路系ストーマ）の給付基準額（カッコは比率%）

給付基準額（円）	19,900未満	19,900	19,901~20,496	20,497	20,498以上	その他	無回答	合計
市区町村数	29 (3.0)	184 (19.2)	31 (3.2)	394 (41.1)	138 (14.4)	15 (1.6)	168 (17.5)	959 (100.0)

表21 Wストーマの給付基準額：自治体別（カッコは比率%）

市区町村数	給付基準額（円）							
	19,900未満	19,900	19,901~20,496	20,497	20,498以上	その他	無回答	合計
市								
政令指定都市	0 (0.0)	1 (5.6)	2 (11.1)	4 (22.2)	7 (38.9)	1 (5.6)	3 (16.7)	18 (100.0)
中核市	0 (0.0)	10 (19.2)	2 (3.8)	29 (55.8)	6 (11.5)	1 (1.9)	4 (7.7)	52 (100.0)
その他の市	9 (1.8)	112 (22.0)	16 (3.1)	233 (45.7)	82 (16.1)	3 (0.6)	55 (10.8)	510 (100.0)
東京都23区	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	18 (90.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (100.0)
町	16 (5.4)	52 (17.7)	8 (2.7)	96 (32.7)	36 (12.2)	8 (2.7)	78 (26.5)	294 (100.0)
村	4 (6.2)	8 (12.3)	3 (4.6)	14 (21.5)	6 (9.2)	2 (3.1)	28 (43.1)	65 (100.0)

基本的に各自治体で定める要綱には、消化器系と尿路系の給付基準額だけが記載されている場合が多く、Wストーマについては単純にこの合算の金額を回答に記載されているケースが多かった。そのため消化器系、尿路系、それぞれで回答が多かった金額帯の合算である「20,497円」が41.1%と1番目に多く、次が「19,900円」の19.2%である。「その他」の回答は、消化器系と尿路系だけが要綱に定めており、Wストーマの基準額は要綱に記載がないからとして「その他」と回答される場合が多かった。それと同様「無回答」についても、Wストーマの基準額だけ記載していない場合が多く、要綱等に基準がないことから「無回答」とした自治体が多いと推測する。問題は消化器系と尿路系の合算金額より、Wストーマの金額が低い自治体が29あり、こちらは回答間違いではないかと思われ、追って確認が必要と考える。自治体別で確認した場合も傾向は変わらない。「無回答」が多いのは村と町であった（表21）。

(11) 給付対象者の自己負担

1) 住民税非課税者

自己負担が「あり」は15.0%、「なし」は83.9%であった（表22）。

表 22 住民税非課税者の自己負担（カッコは比率％）

	あり	なし	無回答	合計
市区町村数	144 (15.0)	805 (83.9)	10 (1.0)	959 (100.0)

2) 住民税の所得に応じた減免措置

「あり」は 29.8%、「なし」は 67.0%であった（表 23）。

表 23 住民税の所得に応じた減免措置（カッコは比率％）

	あり	なし	無回答	合計
市区町村数	286 (29.8)	643 (67.0)	30 (3.1)	959 (100.0)

3) 自己負担

「自己負担なし」は 4.5%で、「自己負担あり」は 93.1%であった。「自己負担あり」の内訳として、「自己負担割合」で設定している自治体が 70.2%、「所得税等の納税区分により負担」を設定している自治体が 22.9%で、前回調査を逆転する数値となっている。前々回調査では「自己負担割合」：「税区分による」は 46.9%：46.6%でほぼ同率であったことから、傾向など読み取れなかった。

さらに「自己負担割合」についての内訳は、「10%負担」が 63.8%最も多かった。10%未満としては 3%と 5%があり併せて 4.4%である。「その他」の内容を確認すると、所得の状況により複数の割合を設定している自治体があり、例として非課税者は 5%、課税者は 10%の自己負担を設定しているなどである。課税者だけを考える、その中でも、10%負担が基準になっていると考えられた。

前回調査との比較では、「自己負担なし」の割合が減少していた。ただし前々回調査では 5.0%だったことから、結果の解釈には注意が必要である（表 24）。

表 24 自己負担の有無と自己負担割合（カッコは比率％）

	自己負担なし	自己負担割合で負担						所得税等の納税区分	無回答	合計	
		3%	5%	10%	その他 ※2	無回答	小計				
今回 (令和3年)	市区町村数	43 (4.5)	5 (0.5)	37 (3.9)	612 (63.8)	16 (1.7)	3 (0.3)	673 (70.2)	220 (22.9)	23 (2.4)	959 (100.0)
前回 (平成29年)	市区町村数	118 (9.1)	38 ※1 (2.9)		304 (23.3)	6 (0.5)	-	310 (23.8)	837 (64.2)	-	1303 (100.0)
前々回 (平成22年)	市区町村数	70 (5.0)	96 ※1 (6.9)		565 (40.5)	4 (0.3)	-	665 (47.6)	661 (47.3)	-	1396 (100.0)

※1 前回は 1 割未満としての数値

※2 「その他」：前回は 1 割超としての数値、今回は複数の割合を選択および文章説明

(12) 1 回あたりの給付月数

各市区町村における 1 回あたりの給付月数について、「6 ヶ月」が 58.2%と最も多く、次いで「2 ヶ月」が 20.5%、「4 ヶ月」が 11.2%となっていた。前回および前々回調査との比較においても、

同じような傾向が認められる（表 25）。

表 25 1回あたりの給付月数（カッコは比率％）

		給付月数								合計
		1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	その他	無回答	
今回 (令和3年)	市区町村数	19 (2.0)	197 (20.5)	13 (1.4)	107 (11.2)	558 (58.2)	28 (2.9)	5 (0.5)	32 (3.3)	959 (100.0)
前回 (平成29年)	市区町村数	10 (0.8)	199 (15.8)	16 (1.3)	181 (14.4)	804 (63.9)	24 (1.9)	2 (0.2)	23 (1.8)	1,259 (100.0)
前々回 (平成22年)	市区町村数	146 (10.3)	339 (23.9)	20 (1.4)	219 (15.4)	669 (47.2)	0 (0.0)	- (-)	25 (1.8)	1,418 (100.0)

(13) 洗腸用具代金の給付

洗腸用具代金の給付について、「あり」は44.3%であり、一方で「なし」は52.1%であった。前回調査との比較では、給付「あり」の割合が16.9ポイント減り、その分「なし」が14.8ポイント増加していた。また今回の調査ではストーマ装具とは別立て給付規準があると回答された自治体があり、これはつまりストーマ保有者への給付がありなのか、無しなのか不明のため、回答自治体への確認が必要である（表 26）。

表 26 洗腸用具代金の給付（カッコは比率％）

		あり	なし	ストーマとは 別立てでの給付	無回答	合計
今回 (令和3年)	市区町村数	425 (44.3)	500 (52.1)	3 (0.3)	31 (3.2)	959 (100.0)
前回 (平成29年)	市区町村数	770 (61.2)	470 (37.3)	- (-)	19 (1.5)	1,259 (100.0)
前々回 (平成22年)	市区町村数	799 (56.3)	586 (41.3)	- (-)	33 (2.3)	1,418 (100.0)

(14) ストーマ用品（付属用品）代金の給付

ストーマ装具とともに、サポート用に使用するストーマ用品（付属用品）代金の給付について、「あり」は71.1%であった。前回調査より、8ポイント下がっていることが気にかかることに加えて、未だに装具だけしか給付対象としていない自治体が一定数あることについて懸念しており、ストーマケアに関する実態を理解してもらう必要性を感じる（表 27）

表 27 ストーマ用品（付属用品）代金の給付（カッコは比率％）

		あり	なし	無回答	合計
今回 (令和3年)	市区町村数	682 (71.1)	258 (26.9)	19 (2.0)	959 (100.0)
前回 (平成29年)	市区町村数	996 (79.1)	255 (20.3)	8 (0.6)	1,259 (100.0)
前々回 (平成22年)	市区町村数	912 (64.3)	457 (32.2)	49 (3.5)	1,418 (100.0)

また、今回の調査では「あり」と回答のあった7割の自治体（682）に対して、具体的に何のストーマ用品を給付対象としているかについても質問した。結果、給付対象となっている比率（給付対象化率）の高いものから下表（表28）にまとめた。1番は「① 皮膚保護ペースト・パウダー・ウェハー」で、ストーマ用品を給付対象にしていると回答した自治体の8割以上で具体的対象品であると回答があった。唯一8割を超えた製品である。以降10番目の「専用はさみ」までが、50%を超える自治体で対象品になっているが、数値としては決して高くはない。

表28 給付対象のストーマ用品（給付対象「あり」の自治体について）

順位	ストーマ用品	「給付あり」の市区町村数	給付対象化率
1	① 皮膚保護ペースト・パウダー・ウェハー	565	82.8%
2	⑧ 剥離剤	519	76.1%
3	⑤ サージカルテープ/ 固定用テープ類	501	73.5%
4	⑨ 皮膚被膜剤	498	73.0%
5	⑥ 消臭剤（消臭潤滑剤含む）	476	69.8%
6	② 固定用ベルト	453	66.4%
7	⑩ レッグバッグ	425	62.3%
8	⑪ ナイトドレーナジバッグ	404	59.2%
9	③ カバー	381	55.9%
10	⑦ 専用はさみ	361	52.9%
11	⑫ 皮膚洗浄剤	269	39.4%
12	⑭ ガーゼ	264	38.7%
13	⑬ 保湿剤	181	26.5%
14	④ 腹帯・腹巻	180	26.4%
15	⑮ 下着	66	9.7%
	⑯ その他	115	16.9%

「その他」と回答のあった115自治体（16.9%）の具体的な記載内容を確認すると、「コンベックス・インサート」や、「凝固剤（尿路系用）」、「入浴用補助具」が高い頻度で出てくる。それ以外に、「オストミー協会が示す20品目」、「ストーマ用品13品目」という記載もある。また「関連製品はすべて（給付基準額内）」や、「消耗品はすべて対象」など、非常に柔軟な対応をいただいている自治体もあり、ストーマ用品を対象とする、しないでも自治体間格差があるが、さらに対象とする用品についても統一性がないことがわかった。

2. オストメイトの災害対策

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（以下指針と略）」についての対策の実施状況

（1）ストーマ装具等器材の備蓄

ストーマ装具等の器材の備蓄を「実施済」は5.3%であり、「検討中・検討予定」は36.7%だっ

た。一方で「実施しない」は 52.9%だった。まだまだ、我々の要望が聞き届けられていない現状が伺い知れる（表 29）。

表 29 指針の対策：ストーマ装具等の器材の備蓄（カッコは比率%）

	① 実施済	② 検討中・検討予定	③ 実施しない	無回答	合計
市区町村数	51 (5.3)	352 (36.7)	507 (52.9)	49 (5.1)	959 (100.0)

(2) ストーマ装具等器材の調達体制の構築

各市区町村における指針に基づき、ストーマ装具等器材の調達体制の構築を「実施済」は 4.7%であり、「検討中・検討予定」は 38.0%だった。一方で「実施しない」は 51.8%だった（表 30）。

表 30 指針の対策：ストーマ装具等器材に関する調達体制の構築（カッコは比率%）

	① 実施済	② 検討中・検討予定	③ 実施しない	無回答	合計
市区町村数	45 (4.7)	364 (38.0)	497 (51.8)	53 (5.5)	959 (100.0)

(3) 個人使用装具の個別保管に対する公共施設の提供状況

各市区町村における指針に基づき、個人使用装具の個別保管に対する公共施設の提供を「実施済」とした自治体は 8.3%であり、「検討中・検討予定」は 29.3%だった。一方で「実施しない」は 57.0%だった。前問（1）、（2）に比較して、「実施済」の割合は多い。ただ逆に「実施しない」と回答する自治体の割合も一番多く、実施の有無がはっきり分かれてきている（表 31）。

表 31 指針の対策：個人使用装具保管に対する公共施設の提供状況（カッコは比率%）

	① 実施済	② 検討中・検討予定	③ 実施しない	無回答	合計
市区町村数	80 (8.3)	281 (29.3)	547 (57.0)	51 (5.3)	959 (100.0)

「ガイドライン」についての対策の実施検討状況

(4) 災害時の装具交換スペース対策

各市区町村における「避難所運営ガイドライン」及び「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（以下ガイドラインと略）」に基づき、災害時の装具交換スペース対策を「実施済」は 2 割弱であり対応の遅れを危惧する。ただ「検討中・検討予定」とする自治体が 42.9%あり早い実施を期待したい。一方で「実施しない」とする自治体が 3 割超あることもわかった（表 32）。

表 32 ガイドラインの対策：災害時の装具交換スペース対策（カッコは比率%）

	① 実施済	② 検討中・検討予定	③ 実施しない	無回答	合計
市区町村数	186 (19.4)	411 (42.9)	311 (32.4)	51 (5.3)	959 (100.0)

また、「実施済」と答えた自治体 186 に対しては、その具体策についても回答いただいた（複数回答可）。その結果、「既設のオストメイト用トイレの利用」が 59.7%で一番多く、次が「既設の障害者トイレの利用」で 58.6%であった。一方で「仮設のオストメイト用トイレ」や「仮設の障害者トイレ」など仮設のものを準備している自治体は 20%前後で、災害時に既設の施設が使用できなかった時の対応についてはまだまだ高くはないことがわかる。単純な「仮設トイレ」を具体策として準備している自治体は 20.4 %で、こちらはオストメイトが災害時に使用するのに不便はないのか心配する（表 33）。

表 33 前問でスペース対策実施済と回答した市区町村の具体策（複数回答）

具体先	実施市区町村数	実施率
①既設のオストメイト用トイレの利用	111	59.7%
②仮設のオストメイト用トイレの利用	33	17.7%
③既設の障害者トイレの利用	109	58.6%
④仮設の障害者トイレの利用	38	20.4%
⑤簡易トイレの利用	40	21.5%
⑥その他	16	8.6%

「その他」を選択した自治体の具体例としては、次のようなコメントが寄せられた。

トイレテントの併用、パーソナルテントの利用、パーテーションの利用、仮設トイレ保有業者との災害協定、災害時用テントの利用、多目的マンホールトイレの利用、特定用途スペースの確保など

(5)災害用トイレの備蓄状況

各市区町村における災害時のトイレ確保策として、簡易トイレの備蓄数は「1-49 基」が 24.7%で最も多く、次いで「100-299 基」15.3%であった（表 34）。 仮設一般トイレの備蓄数は「0 基」が 37.1%で最も多く、次いで「1-29 基」14.0%だった（表 35）。 仮設障害者トイレの備蓄数は「0 基」が 43.3%で最も多く、次いで「1-29 基」13.8%であった（表 36）。 仮設オストメイト用トイレの備蓄数は「0 基」が 55.0%で最も多く、次いで「1-2 基」3.6%であった（表 37）。 総じて、オストメイトに優しいトイレである仮設オストメイト用トイレを備蓄する市区町村は 6.4%のみであった。

表 34 災害用トイレの備蓄状況①：簡易トイレ備蓄数（基）（カッコは比率%）

	0	1~49	50~99	100~299	300~999	1000~4999	5000以上	無回答	合計
市区町村数	106 (11.1)	237 (24.7)	88 (9.2)	147 (15.3)	113 (11.8)	62 (6.5)	32 (3.3)	174 (18.1)	959 (100.0)

表 35 災害用トイレの備蓄状況②：仮設一般トイレ備蓄数（基）（カッコは比率％）

	0	1～29	30～99	100～299	300～999	1000～2999	無回答	合計
市区町村数	356 (37.1)	134 (14.0)	82 (8.6)	43 (4.5)	20 (2.1)	3 (0.3)	321 (33.5)	959 (100.0)

表 36 災害用トイレの備蓄状況②：仮設障害者トイレ備蓄数（基）（カッコは比率％）

	0	1～29	30～99	100～299	300～999	1000～2999	無回答	合計
市区町村数	415 (43.3)	132 (13.8)	43 (4.5)	17 (1.8)	3 (0.3)	2 (0.2)	347 (36.2)	959 (100.0)

表 37 災害用トイレの備蓄状況④：仮設オストメイト用トイレ備蓄数（基）（カッコは比率％）

	0	1～2	3～4	5～9	10～14	15～19	20以上	無回答	合計
市区町村数	527 (55.0)	35 (3.6)	11 (1.1)	10 (1.0)	3 (0.3)	1 (0.1)	3 (0.3)	369 (38.5)	959 (100.0)

(6) 災害対策に係る施策や改善計画に関する自由記載 ※一部抜粋

- ・ 地域防災計画に基づき、必要に応じて避難所等に関係業者の協力を得て、応急仮設（一般）トイレを設置することとしています。このため、定期的に市内業者が貸出可能な仮設一般トイレの保有状況を把握しております※記載している 997 基は令和 3 年 2 月末現在の数値また、仮設障がい者トイレは、手すり付きのポータブル水洗トイレを、大型テント（*）とともに現物備蓄しており、全避難所へ配置可能です*車いす利用者や介助が必要な方も利用することが可能なサイズ
- ・ 個人が使用するストーマ装具は、その方の状態にあったものなので、多種多様なストーマ装具の中からどの種類を備蓄するかの判断は難しく実地には至っておりません。災害時の福祉避難所では、既設の障害者トイレを装具交換できるスペースとして確保いたします
- ・ トイレは備蓄しておらず、業者と災害が起きた際にレンタル設置する契約を結んでいます
- ・ 仮設トイレについては、民間企業と協定を締結しており、災害時に要請することで対応することが出来ます（ただし、オストメイト用トイレは除く）
- ・ 県がストーマ装具卸売業者等とランニング備蓄に係る契約を締結しており、災害発生時に市町村は県に対し依頼することができる
- ・ 本市ガイドラインを見直し、住民ニーズを把握し、今後の災害対策改善に努めていきたい
- ・ 避難所での対応策として、非常用簡易トイレを備蓄予定
- ・ 当町にオストメイト用トイレの設置がなく、簡易トイレ利用の際に柔軟な対応が求められる
- ・ 市による備蓄品の購入等は、ストーマ用品の長期保管の困難により実施していない。ただし避難先の災害用倉庫への個人の備蓄を認めるよう案を進めている
- ・ 簡易トイレは避難所 1 箇所につき 1125 回分の備蓄があり、仮設のマンホールトイレは 13 箇所ある避難所のうち 12 箇所に 1 基設置できるようにしている
- ・ 日本オストミー協会において一定数量のストーマ装具等を備蓄され、被災地へ供給する体制についても検討されてははいかがでしょうか
- ・ 現時点において実施予定はありませんが、不足する物資については県に要請や業者と連携しながら確保に努めていく必要があると考えています

- ・ トイレそのものの備蓄はなく、既存のトイレに袋をかぶせる非常用トイレ袋を備蓄しております
- ・ 現在市は、備蓄食料等優先順位が高いと考えられるものから、順次備蓄を行っているところである。ストーマ装具等についても、他の物資の備蓄状況等を考慮しながら、備蓄について検討していく
- ・ 災害用トイレについてリース契約しており、状況を検討することとしている

3. オストメイト用トイレの整備

(1) 公共施設でのオストメイト用トイレ設置状況

各市区町村におけるオストメイト用トイレの設置状況について、具体的な公共施設 6 か所（①～⑥）とそれ以外は「⑦その他」として設置箇所数について回答いただいた（表 38）

表 38 公共施設でのオストメイト用トイレの設置箇所（カッコは比率％）

		設置箇所数								合計
		0	1~4	5~9	10~29	30~49	50~99	100以上	無回答	
①官公庁の庁舎	市区町村数	165 (17.2)	444 (46.3)	86 (9.0)	44 (4.6)	7 (0.7)	3 (0.3)	1 (0.1)	209 (21.8)	959 (100.0)
②文化・体育施設	市区町村数	192 (20.0)	298 (31.1)	78 (8.1)	60 (6.3)	6 (0.6)	0 (0.0)	2 (0.2)	323 (33.7)	959 (100.0)
③学校施設	市区町村数	328 (34.2)	135 (14.1)	34 (3.5)	46 (4.8)	5 (0.5)	1 (0.1)	0 (0.0)	410 (42.8)	959 (100.0)
④病院施設	市区町村数	221 (23.0)	192 (20.0)	18 (1.9)	9 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	519 (54.1)	959 (100.0)
⑤交通機関	市区町村数	245 (25.5)	152 (15.8)	20 (2.1)	11 (1.1)	2 (0.2)	3 (0.3)	2 (0.2)	524 (54.6)	959 (100.0)
⑥商用施設	市区町村数	213 (22.2)	175 (18.2)	31 (3.2)	14 (1.5)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	525 (54.7)	959 (100.0)
⑦その他	市区町村数	203 (21.2)	193 (20.1)	44 (4.6)	31 (3.2)	7 (0.7)	3 (0.3)	2 (0.2)	476 (49.6)	959 (100.0)
①～⑦における設置箇所数の合計	市区町村数	94 (9.8)	258 (26.9)	181 (18.9)	172 (17.9)	40 (4.2)	35 (3.6)	15 (1.6)	164 (17.1)	959 (100.0)

結果は、無回答を除いて、設置されている場合はどの公共施設においても、「1-4 箇所」が最も多かった。また設置箇所が多い公共施設としては、「①官公庁の庁舎」、「②文化・体育施設」「④病院施設」であった。一方、設置箇所「0 箇所」が多いのは「学校施設」であった。①～⑦の合計としては「1-4 箇所」が 26.9％と最も多く、次いで「5-9 箇所」18.9％、「10-29 箇所」17.9％となっていた。

(2) オストメイト用トイレの機能分散に関する実績

国交省の公衆トイレに関する指針において提示されているオストメイト用トイレの機能分散について確認した。結果、「設置実績あり」は 5.4％、「計画中」は 3.6％で、合わせても 10％に満たない。一方で「予定なし」は 71.9％であった。

表 39 オストメイト用トイレの機能分散に関する実績（カッコは比率％）

	① 設置実績あり	② 計画中	③ 予定なし	無回答	合計
市区町村数	52 (5.4)	35 (3.6)	690 (71.9)	182 (19.0)	959 (100.0)

(3) オストメイト用トイレに係る施策や改善計画に関する自由記載 ※一部抜粋

- ・今年度実施のトイレ改修工事により、もう一か所オストメイト用トイレを設置する予定
- ・福祉のまちづくり推進条例の協議の中で機能分散について助言している
- ・当市所管の施設に関しては、政令第 14 条 1 項第 2 号・条例第 18 条第 4 項および第 5 項の基準適合施設である。ただし、それ以外の民間等の施設等についての把握はしていない
- ・学校施設について、現在オストメイト用トイレの設置はありませんが、一部の学校では設置のための配管工事が進められています
- ・オストメイト用トイレの設置箇所増加について、関係各所と連携して計画していきたい
- ・町で管理していない施設等での設置状況は不明
- ・オストメイト用トイレ設置箇所数については、地域福祉推進課で把握しているもののみの回答です
- ・オストメイト用トイレの設置がないため、福祉センター内に設置できないか検討中
- ・令和 5 年度開庁予定の新庁舎にオストメイト用トイレを設置予定
- ・本庁舎においてオストメイト用トイレを 1 箇所設置し、他に車椅子使用者用のトイレの設置や、一般トイレにおいて手すりやベビーキープを設置する等して機能分散を図っています
- ・オストメイト用トイレの整備については、現時点で把握しているものです。この他にも整備されていないか調査します
- ・設置はあるが箇所数については未調査です
- ・市所有のトイレカーにオストメイト用トイレを 1 基装備していることを確認済

Ⅲ. 考察と提言

1. 日常生活用具（ストーマ装具）給付事業

オストメイトは排泄という人間としての尊厳に関わる大切な行為を管理するため、「ストーマ装具」の使用が必須になっている。そのため全てのオストメイトが「身体障害者福祉法」の適応を受け、さらに「身体障害者総合支援法」に基づいて居住する自治体から「ストーマ装具の給付」を受けられることになっている。

ストーマ装具とは、不随意的に排泄される便や尿を受け止め、貯留するためのストーマ袋および面板を基本に、その他、皮膚保護ペースト、消臭剤、剥離剤、皮膚被膜剤、専用はさみ等のストーマおよびその周辺皮膚等を正常な状態に保つために必要な製品である。また洗腸を選択する

オストメイトにはそのための特殊な用具が含まれる。これらストーマ装具の給付事業を直接担当する自治体は給付対象者、給付基準額、給付申請方法などを定め、この事業を実施している。

JOAとしてはこのアンケート調査結果を分析し、必要な提言を行うが、オストメイトの健康と福祉の向上に資する重要な任務であると認識している。以下、調査項目に従って結果を考察し、必要な提言をまとめる。

(1) 給付対象者

日常生活用具給付等事業の要綱において、『在宅の障害者』と規定している自治体は依然として約3割存在している。さらに高齢者介護施設等の入所者への給付を行っていない自治体は約1割であった。このことから、要綱の改定については追いついていないものの、給付の現場ではより実態に即した形で給付される傾向にあると考えられる。障害者自立支援法はその後、障害者総合支援法となっているが、生活用具給付事業自体は、日常生活用具を必要としている障害者、障害児を対象にするという本来の考え方には変わりはない。ストーマ装具は日常生活に絶対的に必要な消耗品で、在宅でないとの理由で給付を受けられない実態が存在していることについては、JOAとしてもオストメイトへの給付をお願いしていくと共に、併せて要綱の改訂を求めていく必要があると考える。

腎瘻・膀胱瘻のストーマ保有者については、約4割の自治体で給付の対象外となっており、身体障害者の対象として判定される条件を満たしているにも関わらず、給付の対象になっていない事実は、腎瘻・膀胱瘻そのものに対する理解度が低いことが考えられ、医療従事者にも協力いただき、実態を理解してもらうなどの対応が考えられる。

一時ストーマ保有者については、約6割の自治体で給付の対象外となっており、昨今の医療技術の進歩を考慮すると、ますます一時ストーマが増えていくことから、自治体の柔軟な対応が期待される部分である。

住民税の所得割による給付制限という視点においては、約半数以上の自治体で制限を置いている実情があり、また具体的な金額としては46-50万円との結果であった。市区町村によって、給付に対する対応が異なることを、オストメイト自身がどのように感じているのか、より詳細な調査が求められる。

(2) 給付基準額

ストーマ装具の給付基準額については、消化器系は「8,600円」か「8,858円」、尿路系は「11,300円」か「11,639円」の設定が多い。今回の調査では、約5割の自治体で消化器系「8,858円」と尿路系「11,639円」と回答しており、この金額が現在の主流と考えられる。Wストーマ（消化器系＋尿路系）に関しても、それぞれの給付基準額の合計額である「20,497円」が、今回の調査では約4割で一番多かった。今回は、前回調査よりも「8,858円」と「11,639円」の基準額の割合が増えたことは素直にありがたいことと喜んでいる。ただ、もう一つの多い基準額の「8,600円」と「11,300円」は、26%の自治体がそれと回答している。この金額は2006年に日常生活給付対象となる以前の、補装具として国が1993年に設定した基準額と同じで、この28年近く、全く金額

が変わっていないといえる。それだけでなく、「8,600円未満」と答えた自治体の割合が前回調査から増えていることも不安材料である。

第1部の実態調査でも給付基準額が不足であるという結果もでている。また今回調査で、自治体の災害対策でも、ストーマ装具等の備蓄ができていない自治体はわずか5%で、まずはオストメイト自身でストーマ装具類を確保しておく必要があると考えるにしても基準額の不足がある。今後はこの額を超える給付基準額を設定するのが1つの焦点となる。

総じて、今回の調査では、消化器系、尿路系共に、自治体によって給付基準額の違いが確認された。このような自治体による差について検討されるべきであるが、過去10年間の給付基準額の変更対応についてしてみると、対象自治体の約7%でしか変更実績がなく、約8割以上が「予定していない」の回答であった。このことから、給付基準額を変更し、地域格差の是正を促していくことは、簡単なことではないと推測される。ただ今後もオストメイトが安心して暮らせる社会づくりにおいては、給付基準額は大きなポイントであり、各自治体の今後の取り組みが期待される。

(3) 自己負担額

各市区町村における給付対象者の自己負担について、住民税非課税者における自己負担「あり」と答えた市区町村は約1割5分であり、約8割以上の市区町村においては自己負担「なし」であった。住民税非課税者の要件としては、生活保護受給者や低所得の方が想定されることから、金銭的余裕がないために障害者向けサービスや製品が利用できなくなることが考えられる。後述のオストメイトの約9割は自己負担があるという実態からも、給付基準額で納まらないケースが存在することが分かり、市区町村としては、自己負担「なし」となる施策が求められる。

住民税非課税者ではないオストメイトにおける自己負担について、自己負担「あり」と答えたのはオストメイトの約9割であった。その内訳としては、「自己負担割合1割」はオストメイトの約6割が回答しており、これは前回調査より大幅に増加している。また、所得税等の納税区分と回答したのはオストメイトの約2割であった。

総じて、依然として自己負担が存在するオストメイトが非常に多いという結果から、そもそもの給付基準額が果たして妥当な金額となっているのかという課題が見えてくる。

(4) 1回あたりの給付月数

各市区町村における1回あたりの給付月数については、「6ヶ月」と答えた市区町村が約6割で最も多かった。前回調査においても同様の傾向が確認されている。一方で、「1ヶ月」「2ヶ月」と回答する市区町村が増えており、給付のタイミングをより細かく設定する傾向も確認された。給付月数毎に給付券が発行され、その期間を過ぎての給付券の繰り越しや、不足の場合でも翌給付月からの借り出しなどの使用ができない自治体は多い。給付の手続きを考えると給付期間が長い方がオストメイト、自治体双方の手間は緩和されるのかもしれないが、逆に不都合なことがないかなど、給付を受けるオストメイトにとってどのようなニーズがあるのか、より詳細な調査も必要と考えられる。

(5) 洗腸用具代金およびストーマ用品（付属用品）代金の給付

各自治体における洗腸用具代金の給付について、「あり」と答えた自治体は約4割4分であり、前回の約6割に比べ減少している。洗腸を実施するオストメイトが減少傾向にあることが関係すると考えられるが、自治体の給付の体制としては、洗腸用具を求めるオストメイトが存在する以上、給付される仕組みの導入が求められる。

ストーマ装具と共に使用されるストーマ用品（付属用品）代金の給付について、「あり」と答えた自治体は約7割であった。依然として「なし」と答えた自治体が約3割あることから、「なし」の地域に住むオストメイトにとって大きな負担となっていると考えられる。

また「給付あり」の自治体で、ストーマ用品として何が給付対象の品目となっているかについては、自治体により大きな違いがあった。特に、「下着」「腹帯・腹巻」「保湿剤」「皮膚洗浄剤」「専用はさみ」「カバー」「ナイトドレーナジバッグ」「レッグバッグ」「固定用ベルト」「消臭剤」は、半数近くの市区町村で給付対象となっておらず、地域格差が大きいと言える。

もともとストーマ用品とは、平成18年の厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議において、「地域生活支援事業の施行に向けて」という文書の中で、『ストーマ装具の装着時に、皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する各種用品であり、』と定義され、続けて『例えば皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等が考えられる』と記載されている。つまり例示はあるものの、あくまで目的があって、ストーマケアに使用されるものであれば給付対象になるとJOAとしては考えている。今回の調査では、協会ホームページを参考してくれている自治体もあり、今後もこのような参考となる情報提供に努めていきたい。

日本各地に住むオストメイトにとって、住んでいる自治体によって、受けられる障害福祉サービスが異なることは、大きな課題であると考えられる。障害福祉の視点から、よりフレンドリーな自治体を目指す上ではぜひ検討いただきたいポイントである。

2. オストメイトの災害対策

自治体における災害対策は、地域住民が安全で安心な生活を送るための非常に重要な施策の1つとなっている。このような災害対策施策においては、自治体（都道府県及び各市区町村ごと）ごとに指針やガイドラインが策定され、それに基づいて計画・実行がされている。そのうちの1つである「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（以下指針と略）」に基づき、ストーマ装具等の器材の備蓄を「実施済」の自治体は非常に少なく、わずか5.3%であった。「検討中・検討予定」は36%の自治体で見られるが、「実施しない」と答えた自治体は実に52.9%にも上る。加えて、これら指針に基づいたストーマ装具等器材の調達体制の構築についても「実施しない」と答えた市区町村が51.8%であり、更には、個人使用装具保管のための公共施設の提供については「実施しない」が57%にも及ぶことが分かった。実施しない理由も色々あると思われるが、自由記載には、「ストーマ装具は個人の状態にあったものが使用されているので、多種多様な装具からどれを備蓄してよいかわからず実地に至っていない」という自治体もあった。JOAと

して災害時は緊急事態であることから、一番汎用性のあるものを、地域のオストメイト団体と相談してもらえれば解決できるものと、双方からのコミュニケーションの重要性を示す例である。

災害対策は、一般的に自助・共助・公助に分けられ、その中でも自助によるところが大きいと考えられている。一方で、オストメイトは障害者として、通常の日常生活の上でも幾つかのハードルを抱えている。そのような背景を踏まえると、全てを自助に頼るのではなく、公的備蓄を中心とした災害対策について、自治体の前向きな検討を今後期待したいと考える。

オストメイトは、排泄物を溜めるストーマ装具（パウチ袋ともいう）を腹部に貼り、日常生活を送る。その上で数日毎にストーマ装具の交換を行う必要があり、その際には人の目が及ばないスペースが求められ、被災時の避難所利用時においても同様である。このことを踏まえて、避難所に関するガイドラインに基づき、装具交換スペース対策を「実施済」の自治体は約 20%であり、「検討中・検討予定」と答えた自治体は約 43%であった。他のオストメイト向けの災害対策が軒並み「実施しない」が多い中、装具交換スペースについては、比較的前向きな検討がされていると考えられる。ただ「実施済」とした自治体の具体策を確認すると、利用スペースについては、既設の障害者トイレや既設のオストメイト用トイレが多く、災害用の仮設のオストメイト用トイレを考えているところは非常に少なかった。また大きな災害が発生した場合は、既設の障害者トイレや既設のオストメイト用トイレも利用できなくなることが想定されるため検討の余地があると考えられる。なお、一部の自治体では具体的なコメントを頂戴しており、パーソナルテントや災害用テントなどを利用して、プライベートな空間を作るとの回答もあった。このような個別具体的な解決策はオストメイトにとっての安心につながると感じた次第である。

災害用トイレの備蓄状況については、「仮設の障害者トイレ」を備蓄していない自治体が約 4 割、「仮設のオストメイト用トイレ」を備蓄していない自治体は約 5 割 5 分となっていた。災害用トイレとしては、「簡易トイレ」の備蓄が主流となっている現状である。これについては、各自治体における障害者の数やオストメイトの数、また住む地域が分散していることを考慮すると、障害者向けの仮設トイレの備蓄はとても難しい問題となっていると考えられる。今後、どのようにしていくことが良いのか、他の障害者団体とも議論を行い、利用者側としての方向性を示していく必要性が考えられる。

3. オストメイト用トイレの整備

バリアフリー新法をはじめ、国が示す指針により、各自治体ではオストメイト用トイレの設置が進んでいる。この流れは、公共施設等を新たに建築する上でのオストメイト用トイレの設置義務化などからも感じる事ができる。今回の調査では、各自治体におけるオストメイト用トイレの設置状況について確認を行ったわけだが、官公庁の庁舎においては、「1-4 箇所」と答えた自治体が約 4 割で最も多かった。一方で、「0 箇所」と答えた自治体が約 2 割程度あり、障害者手帳などの公的サービスの相談や申請等により訪れる可能性が高い庁舎において、オストメイト用トイレが設置されていないのは、オストメイトにとってフレンドリーではない自治体となっている可能性が示唆される。加えて、文化・体育施設や病院施設、交通機関、商用施設でも、「0 箇所」と答えた市区町村が約 2 割程度存在し、今後の施設改修時には是非ともオストメイト用トイレの

整備を期待したい。

オストメイト用トイレを含む障害者向けトイレや多目的トイレでは、現在、国の会議での議論を参考に、機能分散の必要性が叫ばれている。例えば、車いす用とオストメイト用を別々の障害者向けトイレとして設置していくなどが考えられ、特に民間施設やサービスエリアなどでは先進的な取り組みが確認されている。今回の調査では、オストメイト用トイレの機能分散について、「設置実績あり」と答えた自治体はわずか 5.4%であり、「予定なし」が約 7 割を超えた。機能分散については、スペースの問題と費用の問題という大きな壁もあり、各自治体の自助努力だけでなく、国の施策として、障害者団体を含めた議論がなされることを期待する。また現在計画中とした自治体は 3.6%で、その努力に感謝するとともに、計画とその実施にあたっては、ぜひ使用者である我々オストメイト自身の希望や意見を聞いてもらいたく、地域の障害者団体と共に検討いただくことを希望する。JOA としても協力できることの 1 つと考えている。

IV. おわりに

本報告書は、2010(平成 22)年度に厚生労働省の補助事業として開始された「オストメイトに対する日常生活用具給付事業等に関する調査」、2017(平成 29)年の第 2 回調査に引き続き、第 3 回目として実施したものである。本アンケート結果から、日常的にオストメイトの QOL 向上のためにご努力いただいている結果が反映されていると実感できる。引き続きさらなるご理解とご支援をいただきたいと願っている。

今回はオンラインによる調査から開始したが回収率が低く、改めて調査票を送付し、さらには直接電話にて回答をお願いすることになった。今後の調査方法を考える上での貴重な経験となった。

本調査を行うに際し、各市区町村のご担当者には大変苦勞をおかけした。忙しい業務を割いてのご協力を深く感謝します。

最後に、本報告書が身体障害者のための新たな施策を策定するための議論の中で活かされることを切に望みます。

全国市区町村長 殿

公益社団法人 日本オストミー協会
会長 谷口 良雄
(公 印 略)

オストメイトに対する 日常生活用具給付事業等に関する調査協力依頼

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素はオストメイト（がん等で人工肛門、人工膀胱を持つ人）の障害者福祉等の事業に御高配を賜り、誠に有難うございます。

さて、当法人ではオストメイトのQOL（生活の質）の確保と、安心して暮らせる社会の実現のために、全国の市区町村で実施いただいている「日常生活用具給付事業」や「災害対策」、更には「バリアフリー化のためのトイレ対策」の3項目について、当事者の立場から定期的な状況調査を継続実施しており、今回も前回調査から4年ぶりとなる調査を実施することとなりました。

今回の調査でも、上記3項目について、地域での実施状況をより明確にするとともに、災害対策やバリアフリーにおいては、最近国から出された指針やガイドラインについて、市区町村での実施状況等の実態を調査し、国や市区町村への提言にて伝えていく所存です。

調査に当たりましては、質問内容を簡潔にすると共に、インターネットの活用により、ご回答いただく皆様の御負担の低減を図っています。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の対応等でご多忙の処、御面倒をお掛けしますが、本調査にご協力を賜り下記の要領にて回答をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本調査と並行して、患者のニーズなどを把握するため「オストメイトの生活実態基本調査」を無作為抽出した患者を対象に実施中です。これらふたつの調査結果は、統計処理の上、報告書及び協会のウェブサイトで公表いたします。

記

1. アンケート調査回答要領

(1) アンケートの回答は下記の URL からお願いいたします。

URL : <http://bit.ly/3c1sNz7>

※URL が長いので、短縮して記載しています。回答ページには Google フォームを使用しています。

(2) 回答に当たってのお願い

- ・アンケートの中断、途中保存はできません。
- ・すべての質問への回答内容をご準備の上、代表 1 名様が集めてご入力くださいますようお願いいたします。
- ・質問内容は同封の「オストメイトに対する日常生活用具給付事業等に関する調査」をご参照ください。

(3) ご回答の期限

期初のお忙しい時期ではございますが、当該調査について **5月31日**までにご回答くださいますよう併せてよろしくお願いいたします。

以上

全国市区町村長 殿

公益社団法人 日本オストミー協会
会長 木下 静男
(公 印 略)

オストメイトに対する 日常生活用具給付事業等に関する調査ご協力のお願い (再送)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素はオストメイト(がん等で人工肛門、人工膀胱を持つ人)の障害者福祉等の事業に御高配を賜り、誠に有難うございます。

さて、当法人ではオストメイトのQOL(生活の質)の確保と、安心して暮らせる社会の実現のために、全国の市区町村で実施いただいている「日常生活用具給付事業」や「災害対策」、更には「バリアフリー化のためのトイレ対策」の3項目について、当事者の立場から定期的な状況調査を継続実施しております。災害対策やバリアフリーに関しては、国から指針やガイドラインも発出されており、この3項目について、実施状況等の実態を調査し、国や市区町村への提言にて伝えていく所存です。

今年度は前回から4年ぶりの調査で、この3月に貴自治体様にも、障害福祉ご担当者様宛にご依頼状をお送りいたしました。その際は原則WEBでの回答をお願いしておりましたが、セキュリティの問題などで、WEBでのご回答は控えられた自治体様が多くいらっしゃいました。

そのため、今般ご回答がまだ頂戴できていない自治体様に、再度、用紙でのご回答用紙を同封し、ご回答をお願いすることといたしました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の対応等で何かとご多用の処、御面倒をお掛けしますが、何卒本調査にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお調査結果は、統計処理の上、報告書及び協会のウェブサイトでご公表いたします。

記

アンケート調査回答要領

- (1) アンケートの回答は同封の調査票に直接ご記入ください。
- (2) 質問は、3つのテーマに「Ⅰ.日常生活用具給付事業」、「Ⅱ.災害対策」、「Ⅲ.バリアフリー化のためのトイレ対策」に分かれており、適切な担当部署にお回しいただき回答をお願いいたします。ご回答が複数の担当部署名にわたる場合は、ご回答の担当部署名等をご記載ください。
- (3) ご回答が終了しましたら、同封の返信用封筒に入れて当協会までご返送ください。
- (4) ご回答の期限 8月31日までに、返信用封筒のご投函をお願いいたします。

なお、3月のご質問時にご案内したサイトも、引き続き設置しております。(下記URL参照)
同じ質問内容ですので、WEBでの回答をご希望の場合は、こちらからお願いいたします。

URL : <http://bit.ly/3c1sNz7>

※URLが長いため、短縮して記載しています。回答ページにはGoogleフォームを使用しています。

以上

オストメイトに対する 日常生活用具給付事業等に関する調査（回答用紙）

都道府県名 _____（ _____ 郡）市区町村名 _____

I. 日常生活用具給付事業

（解説）この事業は、平成18年10月に施行された「障害者自立支援法」により、日常生活用具と規定されたストーマ装具等の給付を、市区町村の必須事業として行うこととなったものです。

その後、当協会の調査によると市区町村により給付基準額、自己負担率及び給付品目等に違いが見られることから、その違いを明らかにし、さらなる改善につなげていくことが本調査の目的です。

問1. 貴市区町村の身体障害者数についてお尋ねします。（身体障害者手帳所持者数）
人工肛門 _____ 名、 人工膀胱 _____ 名、 人工肛門と人工膀胱のダブル _____ 名

問2. 年齢別の人工肛門・人工膀胱の障害者数（ダブルストーマ含む）についてお尋ねします。
18歳未満 _____ 人 18歳～65歳未満 _____ 人 65歳以上 _____ 人

問3. 貴市区町村のストーマ装具給付申請者数についてお尋ねします。
人工肛門 _____ 名、 人工膀胱 _____ 名、 人工肛門と人工膀胱のダブル _____ 名

問4. 貴市区町村のストーマ装具等の給付対象者についてお尋ねします。

（1）貴市区町村の「日常生活用具給付等事業の要綱」では、対象者を「在宅の障害者」と規定していますか

① 規定している ② 規定していない

（2）高齢者介護施設等への入所者に給付をしていますか

① 給付している ② 給付していない ③ 申請なし

（3）住民税の所得割（または所得税）による給付制限をしていますか

① 制限あり（ _____ 万円以上） ② 制限なし

（4）一時的ストーマ保有者への給付はありますか

① ある ② ない

（5）腎瘻や膀胱瘻のストーマも給付対象になっていますか

① はい ② いいえ

問5. 給付基準額の変更（値上げ）はこの10年以内にありましたか。また、予定がありますか。

① あり（時期：20____年） ② 2022年春を予定 ③ 検討中 ④ 予定していない

問6. 貴市区町村のストーマ装具の給付基準額を教えてください。

消化器系（月額） _____ 円

尿路系（月額） _____ 円

消化器系 + 尿路系（月額） _____ 円

問7. 給付対象者のストーマ装具・用品代の自己負担比率（次の該当するものに○を付けてください）

（1）住民税非課税者の自己負担： ① あり ② なし

（2）住民税の所得に応じた減免措置： ① あり ② なし

（3）自己負担： ① 自己負担なし

② 自己負担割合で負担 ア 5% イ 10% ウ その他（ _____ %）

③ 所得税等の納税区分により負担

問 8. 1 回当りの給付月数： _____ ヶ月分

問 9. 洗腸用具代金の給付： ① あり ② なし

問 10. ストーマ用品（付属用品）代金の給付： ① あり ② なし

問 11. 上記で「①あり」の場合、下記のストーマ用品で給付対象の番号に○を付けてください

- ① 皮膚保護ペースト・パウダー・ウェハー ② 固定用ベルト ③ カバー
④ 腹帯・腹巻 ⑤ サージカルテープ/固定用テープ類
⑥ 消臭剤（消臭潤滑剤含む） ⑦ 専用はさみ ⑧ 剥離剤 ⑨ 皮膚被膜剤
⑩ レッグバッグ ⑪ ナイトドレーナジバッグ ⑫ 皮膚洗浄剤 ⑬ 保湿剤 ⑭ ガーゼ
⑮ 下着 ⑯ その他 (_____)

I に関するご回答の担当部署名 _____

回答記入担当者・氏名 _____

連絡電話番号・E-mail _____

II. オストメイトの災害対策

（解説）国では東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策の強化を図るため、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）が、平成 25 年 6 月 21 日の公布に伴い、市区町村には、避難所における良好な生活環境の確保等に努めることが求められることになりました。平成 25 年 8 月には、その取組にあたっての参考となるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（以下指針と略）が策定され、市区町村には平常時から適切な対応が求められています。

また、この「指針」に基づき内閣府は平成 28 年 4 月に、市区町村が取り組むべき具体的な項目・内容を、「避難所運営ガイドライン」、および「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」として策定されたことは、既にご承知のことと思います。

上記の「指針」と「ガイドライン」には、当協会が常々要望している、オストメイトが「人間としての尊厳」を持って、安全で安心した避難所生活を送るのに必要なオストメイトの災害対策が含まれています。そこで貴市区町村における対策の実施状況についてお尋ねします。

なお、当協会の災害対策は、「自助」を基本に啓発等の取組を行っていますが、「自助」のセーフティネットとして、「公助」による災害対策の実施をお願いするものです。

1. 貴市区町村の「指針」についての対策の実施検討状況

「指針」においては、「平時における対応について、要配慮者に対する支援体制として、要配慮者が必要とする、ストーマ装具等の器材について、備蓄または調達体制の構築を検討」とされています。

問 1. 貴市区町村の「指針」の対策の実施状況についてお尋ねします。

- 1) 市区町村によるストーマ装具等の器材の備蓄
① 実施済 ② 検討中・検討予定 ③ 実施しない
- 2) 業者とのストーマ装具等器材の調達体制の構築
① 実施済 ② 検討中・検討予定 ③ 実施しない
- 3) 個人使用装具の個別保管のための公共施設の提供
① 実施済 ② 検討中・検討予定 ③ 実施しない

2. 貴市区町村の「ガイドライン」についての対策の実施検討状況

「避難所運営ガイドライン」、および「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」においては、災害時のトイレの確保・管理にあたり配慮すべき事項として、人工肛門・人工膀胱保有者のための装具交換スペースを確保するとされています。

本件については、当協会では災害用オストメイトトイレの設置が望ましいものの、避難所によっては仮設トイレ設置環境の厳しい避難所もあり、仮設障害者トイレを関係者の理解を得て利用する対策により実施検討を進めていただきたいと思います。

問 1. 貴市区町村のガイドラインについての対策の実施状況についてお尋ねします。

1) 装具交換スペースの対策

- ① 実施済 ② 検討中・検討予定 ③ 実施しない

2) 前問で「①実施済」と回答の場合、その具体策をお尋ねします。(該当の番号にすべて○をつけてください)

- ① 既設のオストメイトトイレの利用 ② 仮設のオストメイトトイレの利用
③ 既設の障害者トイレの利用 ④ 仮設の障害者トイレの利用
⑤ 簡易トイレの利用 ⑥ その他 (_____)

問 2. 貴市区町村の災害時におけるトイレの確保対策として、災害用トイレの備蓄状況についてお尋ねします。それぞれの備蓄数をご記入ください。

- ①簡易トイレ (基) ②仮設一般トイレ (基) ③仮設障害者トイレ (基)
④仮設オストメイトトイレ (基)

3. その他コメント

(前記の貴市区町村の施策に関し、今後の改善計画などコメントがあればご記入ください。)

II に関するご回答の担当部署名 _____

回答記入担当者・氏名 _____

連絡電話番号・E-mail _____

Ⅲ. オストメイトトイレの整備

(解説) オストメイトは外出時のトイレの使用に大変不便を感じています。それは、ストーマが腹部に造られているために、一般のトイレは勿論、障害者用トイレも大変使いづらいからです。幸い、当協会も当初の計画段階から参画した国の「バリアフリー対策」によって、全国の公共施設、公共トイレや高速道路SA、鉄道駅等に下記のようなマークを入口に掲げたオストメイトトイレが着々と整備され、現在では一定規模以上の施設では、オストメイトトイレの設置が法的に義務化されています。



問1. 貴市区町村の施設ごとの、オストメイトトイレが設置されている箇所数をご記入下さい。

- 1) 官公庁の庁舎 ____ 箇所 2) 文化・体育施設 ____ 箇所 3) 学校施設 ____ 箇所
4) 病院施設 ____ 箇所 5) 交通機関 ____ 箇所 6) 商用施設 ____ 箇所
7) その他 ____ 箇所

問2. 最近の国交省の公衆トイレに関する指針によると、トイレの機能分散が提示されていますが、貴市区町村ではオストメイトトイレの機能分散について、設置の実績や計画はありますか。

- ①設置実績あり ②計画中 ③予定なし

問3. その他コメント

(上記の貴市区町村の施策に関し、今後の改善計画などコメントがあればご記入ください。)

Ⅲに関するご回答の担当部署名 _____

回答記入担当者・氏名 _____

連絡電話番号・E-mail _____

質問は以上です。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのご回答はまとめて同封の返信用封筒にてご返送をお願いいたします。

ご協力誠に感謝いたします。

なお、本調査に関するお問い合わせは、下記をお願いします。

(公社) 日本オストミー協会 本部事務局

Tel. 03-5670-7681 E-Mail : ostomy@joa-net.org

オストメイトの生活と福祉

第1部 第9回オストメイト生活実態基本調査報告書

第2部 オストメイトに対する日常生活用具給付事業
等に関する調査報告書

2023年2月 発行

編集・発行 公益社団法人 日本オストミー協会

〒124-0023

東京都葛飾区東新小岩一丁目1番地1号の901

電話 03-5670-7681 / FAX 03-5670-7682

E-mail: ostomy@joa-net.org

URL: <http://www.joa-net.org>

印刷 株式会社タキタ

〒321-0943

栃木県宇都宮市峰町 314-23

電話 028-637-1818

● 無断転載・複写・複製を禁ず